

国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答(第1回)

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答
1	入札説明書	2	3	(4)	②	特定事業の業務内容	①設計業務の「事前調査業務（現地踏査、試掘調査、現況調査）」について、下記の分担は可能でしょうか。 ・構成員A（設計企業）：事前調査業務（現地踏査、現況調査） ・構成員B（工事企業）：事前調査業務（試掘調査） ②①が可能な場合、事前調査業務（試掘調査）を行う構成員B（工事企業）が、設計企業の参加資格要件を満たさない場合でも分担することは可能でしょうか。	試掘調査について、工事企業が実施することは可能です。また、工事企業が試掘調査を実施する場合の資格要件については、ご理解のとおりです。ただし、工事企業が試掘を担う場合は、入札説明書 P11 4 (4)③が適用されます。
2	入札説明書	2	3	(4)	②	イ a 既存支障移設の移設・解体撤去・復旧業務	既存支障移設の移設・解体撤去・復旧業務の内訳をご提示ください。	詳細設計業務で検討をお願いします。
3	入札説明書	2	3	(4)	②	イ 工事業務	情報BOX設備の撤去は工事業務の対象と考えるとよろしいでしょうか。	詳細設計業務で検討をお願いします。 なお、情報BOX設備の撤去が生じた場合は、工事業務の対象とします。
4	入札説明書	2	3	(4)	②	イ 工事業務	歩道部の劣化した側溝改修工事は工事業務の対象となるのでしょうか。	詳細設計業務で検討をお願いします。 なお、本事業に関わる側溝改修工事が生じた場合は、中部地方整備局と協議の上、必要に応じて工事業務の対象とします。
5	入札説明書	3	3	(4)	③		引込管、連係管、連係設備は設計業務対象外となるのでしょうか。	入札説明書 P3 3 (4) ③に示すとおりです。 要求水準書を修正します。
6	入札説明書	3	3	(7)	①	事業期間等	施設整備期間について、設計業務と工事業務の期間をそれぞれご教示お願い致します。	要求水準書 P3 第1 (5) に示す通りです。 設計業務・工事業務の期間（事業契約の締結～令和18年3月末（上限10年）内で、設計期間及び工事期間を提案ください。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答
7	入札説明書	5	4	(1)	⑥		応募にあたり、「応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のある者が第1. 1 (5) ②イに掲げる工事業務のうちa・bの業務と実施方針の第1. 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。」とありますが、3. (4) ②イに掲げる工事業務dの業務と3. (4) ②ウに掲げる工事監理業務は兼務できるものと理解して宜しいでしょうか。	入札説明書 P5 4 (1) ⑥に示すとおりです。
8	入札説明書	11	4	(4)	③		所有権移転業務は、事務手続きが主な業務と考えられますが、入札説明書4. (4) ③の主任技術者または監理技術者等の配置は、不要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書 P10 4. (4) の2行目に記載のとおりです。
9	入札説明書	12	4	(4)	③	エ	「配置予定技術者は、建設業法7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと」とありますが、確認出来る書類とは、どのような資料が必要かご教示願います。	入札説明書P12 (4)③ カに示すとおり、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないことが確認出来る資料をご提出ください。
10	入札説明書	13	4	(5)			工事監理業務ではPFI事業の担当会社が、今後発注予定の事業管理業務の応札について、影響がないものと考えてよろしいですか？具体的には、PFI事業の工事監理業務の担当期間は、事業管理業務などに応札ができないなどの制約がないものと考えてよろしいですか？	入札説明書 P16 8. (1)に示すとおり、本入札説明書に対する質問しかできません。
11	入札説明書	13	4	(6)	②		「平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、「及び」は、「若しくは」、「又は」という解釈でよろしいですか？	入札公告及び入札説明書を修正します。 誤)②平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。 正)②平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した、国または地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答	
12	入札説明書	23	15	(3)	②		第二次審査	ヒアリングの出席人数の制限はありますでしょうか。 ヒアリングは第二次審査提出書類を説明することになると考えていますが、別途説明用資料を用意することができますでしょうか。	前段について、第二次審査提出書類を提出した入札参加者へ別途通知します。 後段について、入札説明書 P23 15 (3)② に示すとおりです。
13	入札説明書	23	15	(3)	②		第二次審査	「ヒアリングの実施日時は追って通知する。」とありますが、入札価格を確認した後に、ヒアリングを実施するように変更をお願い致します。	原案のとおりとします。
14	入札説明書	25	16				基本協定の締結	「落札者は、落札決定後7日以内に中部地方整備局を相手方として、「国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）（添付7）により、基本協定を締結しなければならない。」とありますが、「落札者決定後14日以内に～」に変更することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
15	添付1 事業契約書（案）	8	第2章	第20条			事業者の総括代理人	「事業者は、総括代理人を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない」とありますが、その他必要な事項とはどのような事項なのでしょう。また経験や資格要件はあるのでしょうか。	前段について、その他必要な事項は、所属する会社・部署・連絡先・雇用証明を想定しています。 後段について、総括代理人の資格要件は求めません。
16	添付1 事業契約書（案）	9	第2章	第23条	4		事業費の確定	工事着工予定日の30日前までに、「～工事費合意書の記載事項を基礎として発注者及び事業者が協議して定める。」とありますが、詳細設計における変更内容を反映し、全事業費を確定し変更契約を行うようにお願いします。	原案のとおりとします。
17	添付1 事業契約書（案）	10	第2章	第23条	6		事業費の確定	「発注者は、前項の確認の結果、工事費内訳書の変更の必要があると認められるときは、事業者と協議して、必要な変更を行うこととする」とありますが、変更契約の時期・頻度の考え方は、著しい変更の都度と理解してもよろしいでしょうか。	事業費の確定は、事業契約書（案）P10 第2章 第23条 第3項～第5項に記載のとおりです。なお、変更契約の時期については、予算措置が確定した後、中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答
18	添付1 事業契約書（案）	17	第3章	第48条	3 4	近隣への対応	3項において、「発注者の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については発注者が事業者との協議により定める」とあり、4項において、「前項以外の地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者がこれを負担する。」とありますが、地域住民等の要望活動又は訴訟においては、必ずしも合理的と認められる場合のみではないと思われます。4項においては、事業者側の責がないものについては協議により定めるとの記載にするようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
19	添付1 事業契約書（案）	21	第4章	第61条	1	技術提案における工期短縮提案の履行	設計結果により工期短縮期間に変更が生じた場合、ペナルティは発生するのでしょうか。	第61条第3項は、工期短縮の提案をいただいたにも関わらず、事業者の帰責事由で設計完了時に短縮後の引渡予定日を通知しなかった場合のペナルティの規定となっています。設計時点で生じた事象によりこの条文の適用を判断します。
20	添付2 要求水準書	2	第1	6		事業の概要	設計対象として、電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連系管があげられていますが、共通仕様書において、特殊設計・検討・協議にあたるため、費用としてそのように計上される、もしくは、設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連系管については、設計業務の対象外とします。 なお、要求水準書 P2 第1 6に誤表記があったため、修正します。 誤)ただし、電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連系管については、設計業務及び維持管理業務に含むが、工事業務及び工事監理業務に含まない。また、連系設備については、設計業務には含むが、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務いずれにも含まない。 正)ただし、電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連系管については、維持管理業務に含むが、設計業務、工事業務及び工事監理業務に含まない。また、連系設備については、設計業務、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務いずれにも含まない。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答	
21	添付2 要求水準書	2	第1	6			事業の概要	設計対象として、” また、連系設備については、設計業務には含むが、・・・” と記載があり、連系設備があげられていますが、共通仕様書において、特殊設計・検討・協議にあたるため、費用としてそのように計上される、もしくは、設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	質問回答No.20を参照下さい。
22	添付2 要求水準書	2	第1	6			事業の概要	設計対象として、道路附属物があげられていますが、対象とする道路附属物は何になりますでしょうか。また、設計計算等が必要となる附属物（例えば、標識や擁壁等）が生じた場合は、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	詳細設計業務で検討をお願いします。 なお、設計計算等が必要となる付属物が生じた場合は、中部地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
23	添付2 要求水準書	2	第1	6			特定事業が対象とする項目	要求水準書では、「引込み管、連系管については、設計業務及び維持管理業務に含む」と記載があります。一方、入札説明書P.3では、「維持管理業務に含むが、設計業務、工事業務及び工事監理業務には含まない」と記載があります。入札説明書の記載を正と考えてよろしいですか？	質問回答No.20を参照下さい。
24	添付2 要求水準書	2	第1	7	(2)	(エ)	本業務で整備する施設の所有権移転業務	所有権移転業務は、工事調整マネジメント業務と同様に工事監理業務を行うものが実施して問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	所有権移転業務については、入札説明書 P5 4. (1). ⑥に記載のとおりです。
25	添付2 要求水準書	3	第1	7	(5)		事業期間	調査・設計業務について、例えば上り側の設計を先に完了させ、その区間の工事業務を行いつつ、残り下りの設計業務を引き続き実施するなど、部分的な設計完了で施工実施することは可能でしょうか。また、可能な場合、部分区間での公開成果品の作成まで必要となりますでしょうか。	前段について、可能です。 後段について、部分区間での公開成果品の作成は不要です。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答	
26	添付2 要求水準 書	6	第2	I	2	(4)	業務の条件	”事業者は、必要となる各種申請業務を行い、・・・”とありますが、想定される各種申請についてご提示いただけませんか。 また、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上される、もしくは設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	前段については、警察への道路使用許可等や、調査・設計業務を履行するために必要となる申請や届出の手続きなどを想定しています。後段については、中部地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
27	添付2 要求水準 書	6	第2	I	2	(5)	業務の条件	”中部地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、中部地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。”とあります。共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上される、もしくは設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	中部地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
28	添付2 要求水準 書	7	第2	I	5	(7)	打合せ等	”事業者及び中部地方整備局は、打合せが必要な場合は、適宜打合せを実施するものとする。”とありますが、添付9入札時積算数量図面集の数量総括表には1式計上されております。主要な区切り回数含め、どの程度見込まれているのでしょうか。	見積参考資料 調査設計業務、調整マネジメント業務(設計段階)に示すとおりです。
29	添付2 要求水準 書	9	第2	I	13		施工方法の検討	常設作業帯設置にあたり、中央分離帯の一時撤去は可能でしょうか。また、その費用は協議対象となるのでしょうか。	詳細設計業務で検討をお願いします。 なお、一時撤去が必要となった場合の費用は中部地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
30	添付2 要求水準 書	9	第2	I	13		施工方法の検討	常設作業帯設置時において警察から夜間の監視員配置を求められた場合は、協議対象となるのでしょうか。	詳細設計業務で検討をお願いします。 なお、夜間の監視員配置が必要となった場合は、中部地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
31	添付2 要求水準 書	9	第2	I	15		自転車通行空間に配慮した電線共同溝の検討	自転車通行歩行空間設置にかかる施工費については、別途、協議となるのでしょうか。	中部地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答	
32	添付2 要求水準書	10	第2	I	18		試掘及び地中探査	予備設計の測量業務において、地中レーダ探査は実施済ですが、不足箇所等の追加実施は可能でしょうか。	要求水準書 P10 第2 I 18に示すとおりです。
33	添付2 要求水準書	10	第2	I	18		試掘及び地中探査	調査から施工着工までの期間が長いため、スプレーによるマーキング以外も可能でしょうか。例えば、ピン等を用いたマーキングです。	可能です。
34	添付2 要求水準書	14	第2	Ⅲ	1		応募者の構成 (入札説明書)	「応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、実施方針の第1. 1 (5) ②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。」とありますが、例えば、調整マネジメント業務（設計段階）において、要求水準書P.14 Ⅲに掲げる各業務の分担を明確にしたうえで複数の企業が実施することは差し支えないという理解でよろしいでしょうか。 例) ア 設計業務 c調整マネジメント業務（設計段階） 企業A [本事業における役割] 事業計画案の整理 企業B [本事業における役割] 事業説明、地元・関係者機関調整 支障物件等調査 既存の占用物件に係る近接施工に係る協議 入線業者等との電線共同溝の協議 入線業者等との引込管及び連系管路の協議	各業務の分担については、要求水準書 P2 第1 7に示すとおりです。小項目を複数の者で分担することは考えていません。
35	添付2 要求水準書	14	第2	Ⅲ	3		調整・協議等	PFI事業者が開催する占用者会議等の調整会議では、必要に応じて業務監視員も参加していただけるものと考えてよろしいですか？	ご認識の通りです。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答
36	添付2 要求水準書	27	第3	I	21	コリンズへの位置情報の入力	本PFI事業の工事業務につきましては工事・実績情報データベースであるコリンズへの登録ができるようですが、設計業務及び工事監理業務、各種調整業務等につきましてはテクリスへの登録について言及がございません。同データベースのテクリスへの登録（可能となった時点での遡及登録含む）ができるようにご検討願います。テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業および従事した技術者は実績を登録することで、事業参画者のモチベーションを高める効果もあると考ます。	PFI方式による業務はテクリスに登録することができません。今後の事業の参考意見とさせていただきます。
37	添付2 要求水準書	28	第3	I	23	1) 完全週休2日（土日祝日閉所）対象工事	土日祝日閉所の施行工事であるが、地元等の要望で、土日指定で施工した場合、4週8休を満たせば補正対象と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 なお、要求水準書 P28 第3 I 23 1)に誤表記があったため、修正します。 誤)月単位の4週8休以上 正)週単位(1週間に2日以上)
38	添付2 要求水準書	28	第3	I	24	(6) 現場管理費率の補正	暑さ対策として休憩時間増加費用は協議対象との認識でよろしいでしょうか。	休憩時間増加費用は、変更協議対象外とします。
39	添付2 要求水準書	53	第5	I	8	(3) (イ) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応	災害時等を実施する点検・報告の費用は事後精算の変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書 P52 第5 I 8(1)に示すとおりです。
40	添付2 要求水準書	55	第5	III	4	(1) 協議・調整	「事業者が行う管路利用の管理」に特殊部蓋のキー、専用ハンドルの保管、貸出管理は含まれないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	添付3 事業者が付す保険等	1	第1			設計業務及び工事業務の履行に係る保険	工期を短縮する提案を行う場合、保険期間は提案する 工期に合わせて設定するとの認識でよろしいですか？	保険対象期間については、添付3 事業者が付す保険等 P1 第1.1 (3)①に示すとおりです。

No.	資料名	頁	項 目					質問内容	回答
42	添付3 事業者が 付す保険 等	1	第1	1	(3)	①	付保条件	設計・建設工事契約履行保証保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間（引渡前倒予定日）まで契約としてよろしいでしょうか。	保険対象期間については、添付3 事業者が付す保険等 P1 第1.1 (3)①に示すとおりです。
43	添付3 事業者が 付す保険 等	1	第 1	1	(3)	①	付保条件	「保険会社に確認したところ、履行保証保険は、保険期間の上限が基本的に7年となっています。履行保証保険の保険期間が7年を超える場合、7年の超過期間に対しては保険期間を分けて対応することは可能でしょうか」	可能です。なお、保険期間満了後、新たに保険を付す場合、事業契約書（案）第9条第1項本文の規定に従い、保険証券を発注者に寄託するようお願いいたします。
44	添付3 事業者が 付す保険 等	2	第1	2	(3)	②	付保条件	引渡し時期の前倒し提案をした場合は、短縮された整備期間を工事期間と考えてよろしいでしょうか。	保険対象期間については、添付3 事業者が付す保険等 P2 第1.2 (3)②に示すとおりです。
45	添付3 事業者が 付す保険 等	2	第1	2	(3)	②	付保条件	土木工事保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間（引渡前倒予定日）まで契約として宜しいでしょうか。	保険対象期間については、添付3 事業者が付す保険等 P2 第1.2 (3)②に示すとおりです。
46	添付3 事業者が 付す保険 等	2	第1	2	(3)	⑤	付保条件	「土木工事保険」について、「保険金額は、工事業務に係る工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。」とありますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。支払限度額を設定してよろしいでしょうか。 《限度額（例）》 保険金額：1事故限度額5,000万円（期間中限度額1億円）	支払い限度額の設定については、添付3 事業者が付す保険等 P2第1 2 (3) ⑤に示すとおりです。
47	添付3 事業者が 付す保険 等	2	第1	2 3	(3) (3)		付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、土木工事保険や第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。 （なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています）	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答	
52	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	3	第2	3	(1)	②イ	基準金利	金利の支払いについて、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。 案1) 施設引渡日以降、5年毎に基準金利を見直す 案2) 基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す 「事業契約締結後、特定の時期（施設の完成引渡日以前）に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが高いため事業参画が非常に難しいです。10年後20年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。 また、金利変動のリスクが低減されることで、事業参画の意欲向上につながると考えられるため、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
53	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	3	第2	3	(1)	②	基準金利	入札にあたっての基準金利は、入札公告日10月9日の 国債金利20年もの(2.700%)でよろしいですか？	添付5 事業費の算定及び支払い方法 P3 第2 3 (1) ② イに示すとおりです。
54	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	3	第2	3	(1)	②	割賦手数料	「割賦手数料は、施設費とともに、令和18年4月1日（引渡し年度の翌年4月1日）以降事業期間にわたり、年1回、全19回に分けて支払う予定である。」とありますが、施設整備期間を1年前倒した場合、この期間に発生した割賦手数料は第1回目の支払い時にまとめて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答	
55	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	3	第2	3	(1)	②	割賦手数料	上記質問の回答で、前倒し期間の割賦手数料を負担いただける場合。 その費用は入札額には含めず設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。 (入札額に含める場合は、割賦原価が満額の状態で前倒した期間の割賦手数料を負担することになるため、入札額が増加し工期短縮を図った事業者が競争上不利になることや、金利条件によっては予定価格を上回るリスクもございます。)	原案のとおりとします。
56	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	4	第2	3	(2)		維持管理費	「原則として各回同額を支払うものとする。」とありますが、維持管理業務のうち、点検・補修や台帳整備業務は毎年実施する業務ではなく、事業年度毎に実施内容が異なります。同額支払いが原則となると支払い額が収入額を上回り単年度で赤字が発生することが想定されますが、前年度末までに次年度分を確定するなどして事業年度毎の検査対象部分の支払いを原則とする手法へ変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
57	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	4	第3	(2)			設計業務完了時	「設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、第3 (1) で算定した事業費の内訳を修正する。」と記載されていますが、詳細設計完了後に変更契約を行う理解でよろしいでしょうか。	詳細設計業務完了時では事業費の内訳を修正して確定し、本施設引渡日の30日前までに事業費を変更して、変更契約を行うことを想定しています。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答
58	添付6 事業者選 定基準	12	第 7	1		賃上げの実施	【中小企業】「令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和8年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。」と記載があります。一方、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置(国土交通省通知：令和7年9月1日最終改定)では、「中小企業等においては給与総額とする。」と記載があります。「給与等受給者一人当たりの平均受給額」ではなく「給与総額」でも加点措置の対象と考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。添付6 事業者選定基準を修正します。 誤) 【中小企業等】 ・令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和8年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 正) 【中小企業等】 ・令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和8年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。
59	添付8 様式集及 び記載要 領					様式10 管理技術者の資 格・設計経験等	「他業務の従事状況」につきましては、提出日時点での 手持ち業務について記載すればよいでしょうか。また、複数件あった場合、適宜行の追加を行ってよろしいですか。	前段については公告日時点の手持ち業務を記載願います。 後段については、ご理解の通りです。
60	添付8 様式集及 び記載要 領					様式13-2 維持管理企業の 業務実績	維持管理企業の業務実績の項目に記載がある「工事 名称等」は「業務名称等」、「工事監理業務内容」は「維持管理業務内容」という解釈でよろしいですか？	ご理解の通りです。
61	添付9 入札時積 算数量図 面書	1				工事数量総括表 (工事業務：軽 量鋼矢板(電線共 同溝))	要求水準書P.43, 第3, I, 32(7)(エ)には、「土留・仮締切工の賃料期間は、当初見込んでいないため」とされております。軽量鋼矢板(電線共同溝)1式には、賃料は 計上せず設置・撤去のみを計上するものと考えてよろしいですか？	賃料は見積参考資料 工事業務 P1に示すとおりです。 要求水準書及び入札時積算数量図面書を修正します。 削除)P43 第3 I 32 (7) (エ) 記載削除 追記)図面番号8/54 賃料含む
62	添付9 入札時積 算数量図 面書	5				工事数量総括表 (工事業務：舗 装工)	下層路盤(歩道部)：仕上り厚250mmは歩道部でなく車道・路肩部ではないでしょうか。	入札時積算数量図面書及び見積参考資料を修正します。 誤)下層路盤(歩道部) 正) 下層路盤
63	添付9 入札時積 算数量図 面書	6				工事数量総括表 (工事業務：舗 装工)	表層(車道・路肩部) (1)、(2)は歩道部ではないでしょうか。	入札時積算数量図面書及び見積参考資料を修正します。 誤)表層(車道・路肩部) 正) 表層

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答
64	添付9 入札時積 算数量図 面書	図面 番号 13/5 4				舗装工数量表	t = 350の下層路盤は車道・路肩部ではないで しょうか。	入札時積算数量図面書及び見積参考資料を修正し ます。 誤) 下層路盤(歩道部) 正) 下層路盤
65	添付9 入札時積 算数量図 面書	図面 番号 15/5 4				標準横断図	試掘 (1) において、表層は歩道部ではないで しょうか。	入札時積算数量図面書及び見積参考資料を修正し ます。 誤) 表層(車道・路肩部) 正) 表層
66	添付9 入札時積 算数量図 面書	図面 番号 15/5 4				標準横断図	試掘 (2) において、下層路盤は車道・路肩部で はないでしょうか。	入札時積算数量図面書及び見積参考資料を修正し ます。 誤) 下層路盤(歩道部) 正) 下層路盤
67	添付9 入札時積 算数量図 面書	図面 番号 15/5 4				標準横断図 試掘数量	深さ1.5m以下の数量のようですが、詳細検討にて 深さ1.5m以上掘る場合は土留めの計上および掘 削・埋戻し数量などは変更対象でしょうか。また 埋設物があると手掘りしながら掘削となります が、手掘り掘削の計上は変更対象でしょうか。	中部地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変 更の対象とします。 なお、床掘りについては、見積参考資料を修正し ます。
68	添付10 見積参考 資料	23				道路台帳作成費	台帳作成の見積もりについて、根拠となる歩掛工 数等のご提示をお願いします。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資 料の内容に関する事項は質問することが出来ませ ん。
69	添付10 見積参考 資料	23				試掘	試掘が工事業務に含まれていますが、要求水準書 には設計業務に入っています。試掘は設計業務に 含まれるのではないのでしょうか。	見積参考資料を修正します。 誤) 事前調査業務における、試掘及び埋設物探査 と BIM/CIM活用業務は、当初計上せず変更対応 正) 事前調査業務における、埋設物探査とBIM/CIM 活用業務は、当初計上せず変更対応 なお、試掘は、工事業務にて計上
70	添付10 見積参考 資料					プレキャスト ボックス	特殊部電力Ⅱ型900×1,100×1,800と特殊部電力 Ⅱ型 900×1,100×3,000は、同価格とされてお ります。今後、設計変更の対象と考えてよろしいで すか？	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資 料の内容に関する事項は質問することが出来ませ ん。

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答	
71	添付10 見積参考 資料						プレキャスト ボックス	特殊部電力Ⅱ型900×1,800×4,000と特殊部電力Ⅱ型 900×1,800×3,000は、同価格とされております。今後、設計変更の対象と考えてよろしいですか？	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
72	添付10 見積参考 資料						調整マネジメン ト（設計段階）	打合せ回数が計5回と明記されておりますが、国道事務所様からの求め等により10回を上回る場合は変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
73	添付10 見積参考 資料						調整マネジメン ト（工事段階）	打合せ回数が計24回と明記されておりますが、国道事務所様からの求め等により24回を上回る場合は変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
74	添付10 見積参考 資料						調整マネジメン ト（維持管理段 階）	打合せ回数が計25回と明記されておりますが、国道事務所様からの求め等により25回を上回る場合は変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
75	添付10 見積参考 資料						その他施設費 （割賦手数料）	I.「基準金利の料率は、国債金利20年ものを基準とし、利ざや(スプレッド)0.5%を足したものを想定」とありますが、利ざや(スプレッド)を0.5%とする設定根拠について、開示をお願いします。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
76	添付10 見積参考 資料						その他施設費 （割賦手数料）	0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。民間の金融機関から資金調達する場合、長期でも10年毎に融資金利を見直すことが一般的です。これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッドの設定をお願いします。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
77	添付10 見積参考 資料							本事業の積算設計単価の採用月をご提示願います。	土木工事標準積算基準書（共通編）令和7年度 国土交通省に示すとおりです。